

2025年12月16日

内閣府 知的財産戦略推進事務局 御中

一般社団法人無形資産経営推進協会

件名：コーポレートガバナンス・コードの「知的財産への投資」に関する意見

(意見)

現状「補充」原則に位置付けられている「知的財産への投資」（以下、「知財投資」）を「格上げ」し、新たなコーポレートガバナンス・コード（以下、CGC）の「原則」（柱）として明確化することを要望する。

(理由)

① 「知財投資」は「実務への浸透」が道半ばであり、より浸透を加速させる必要性が高い

今回の見直しには、既に実務へ浸透したもの、常識化したもの、法制化されたもの等まであえてCGCにいわば重複的に盛り込む必要はない、という観点が示されている。この点において、「知財投資」という文言は、2021年のCGC改訂において当時のCGC改訂の有識者委員の多くの意見を受けて新たに導入されたばかりのものである。これにより、経営層レベルでの「知財戦略委員会」の開催実例が増加傾向にある。一方で、依然としてその数は限られており、「実務へ浸透」したものとはいえず、常識化もされていない。まして、人材投資のように法制面から明確な要請がなされているわけでもない。そのため、まさにCGCにおいてより明確に「原則」に記載する必要性の高いものといえる。

② 重視すべき中長期の視点において「知財投資」は要である。

短期志向のショートターミズムが問題視される中、「知財投資」は主に中長期において効果が表れることは国内外の実証研究の結果として蓄積されている。そのため、企業の取り組みの中でも特に優先的に取り組むべき事項といえる。このような中長期の「価値創造ストーリー」の中核となるテーマについて、取締役会レベルでの体系的な議論とモニタリングを促すには、補充原則としてではなく、CGCにおける独立した「原則」として位置付けることが最も明快かつ有効な手段であると考える。

なお、現状議論されている「スリム化」に関し付言すれば、CGCは、会社法等のハード・ローを補完するソフト・ローとして設計されたもののはずであり、過度のスリム化により、こうした役割が弱まりかねない点には十分に留意すべきである。

以上